



発行 東京都

目次

32

規則

- 東京都文書管理規則の一部を改正する規則……………（総務局総務部文書課）…一
- 東京都公印規程の一部を改正する規則……………（同）…二
- 地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づく職を定める規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部人事課）…二
- 東京都職員住宅管理規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部職員支援課）…三
- 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部制度企画課）…三
- 非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…三
- 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則……………（同）…四
- 職員の在宅勤務等手当に関する規則の一部を改正する規則……………（同）…四
- 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………（同）…四
- 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…五
- 東京都小笠原支庁長委任規則の一部を改正する規則……………（総務局行政部振興企画課）…五

規則

東京都文書管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第七十七号

東京都文書管理規則の一部を改正する規則

東京都文書管理規則（平成十一年東京都規則第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「文書総合管理システム」の下に「及び第十九号の承認情報処理システム」を加え、「当該システム」を「これら」に改め、同条に次の一号を加える。

十九 承認情報処理システム 文書等の管理に関する事務（以下「文書事務」という。）の全部又は一部を処理する情報処理システムで、業務の効率化及び公文書の適正な管理に資するものとして総務局長が承認したものをいう。

第三条第一項中「文書総合管理システム」の下に「又は承認情報処理システム（以下「文書総合管理システム等」という。）」を加え、同条第二項第二号中「文書総合管理システム」の下に「等」を加える。

第五条第三項を削る。

第六条第六号中「文書等の管理に関する事務（以下「文書事務」という。）」を「文書事務」に改め、同条第七号中「文書総合管理システム」の下に「等」を加える。

第八条第一項及び第八条の二中「文書総合管理システム」の下に「等」を加える。

第九条第一号中「文書課長」を「総務局総務部文書課長（以下「文書課長」という。）」に改める。

第十条第一項中「文書総合管理システム」の下に「等」を加える。

第十二条第二項中「主務課長は、」及び「に当該」の下に「承認情報処理システム又は」を加え、同条第五項中「規定は、」の下に「承認情報処理システム又は」を加える。

第二十条から第二十一条までの規定、第二十四条第一項、第二十五条第一項、第二十七条第一項及び第五項、第二十八条の二並びに第二十九条第二項中「文書総合管理システム」の下に「等」を加える。

第三十条第一項中「電子回付方式」の下に「（承認情報処理システムによるものを除く。）」を加える。

第三十四条第一項中「（文書総合管理システム又は情報処理システムにより送信する場合を含む。）」を削り、「文書総合管理システム」の下に「等」を加える。

第三十六條第一項、第二項及び第四項、第三十八條の二並びに第四十一條第二項及び第三項中「文書総合管理システム」の下に「等」を加える。
 第四十五條に次の一項を加える。

3 承認情報処理システムに文書管理事項を記録した公文書の一覧は、当該承認情報処理システムにおいて保存するものとする。
 第四十八條に次の一項を加える。

7 承認情報処理システムで同一の事務事業に関する二以上の公文書を一件として整理することを適当とする公文書については、一件として整理することができる。この場合において、当該公文書の保存期間及び保存期間の起算日は、当該公文書中の保存期間の満了する日が最も遅い公文書の保存期間及び保存期間の起算日とする。

第四十九條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 承認情報処理システムで同一の事務事業に関する二以上の公文書を一件として整理することを適当とする公文書のうち、いずれかの公文書が前項の規定により移管するものとされた公文書であるときは、主務課長は、他の公文書の保存期間満了後の措置にかかわらず、それらの公文書の全てを公文書館に移管するものとする。

第四十九條の二第二項中「電子文書」の下に「承認情報処理システムに記録されたもの及び」を加える。

第五十三條中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7 第一項又は第三項の規定により公文書を廃棄した場合における当該公文書に係る承認情報処理システムに記録した文書管理事項は、当該公文書を廃棄した後に、遅滞なく承認情報処理システムから削除するものとする。

第五十九條、第六十一條第二項及び第三項並びに第六十三條第一項中「文書総合管理システム」の下に「等」を加える。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

東京都公印規程の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第七十八号

東京都公印規程の一部を改正する規則

東京都公印規程（昭和二十八年東京都規則第五百十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「文書総合管理システム」の下に「又は承認情報処理システム（東京都文書管理規則（平成十一年東京都規則第二百三十七号）第二条第十九号に規定するものをいう。）」を加える。

別表第一 四の部12の2の項中「スポーツ総合推進部総務課長」を「スポーツ企画部文書・広報担当課長」に改め、同表二十一の項中「は文書課長」を「にあつては文書課長、スポーツ推進本部にあつてはスポーツ企画部文書・広報担当課長」に改め、同表二十五の項中「は文書課長」を「にあつては文書課長、スポーツ推進本部スポーツ企画部印にあつては文書・広報担当課長」に改め、同表二十六の項中「は文書課長」を「にあつては文書課長、スポーツ推進本部スポーツ企画部長印にあつては文書・広報担当課長」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づく職を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第七十九号

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づく職を定める規則の一部を改正する規則

改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づく職を定める規則（昭和四十年東京都規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二本局の項中「課長代理(改革推進担当)」を削り、「課長代理(団体連携推進担当)」を「課長代理(改革推進担当)」に改める。

別表第三本局の項中「課長代理(法務担当)」の下に「課長代理(組織・団体調整担当)」を加え、「課長代理(予算担当)」、課長代理(経営管理担当)及び課長代理(政策連携団体担当)」を「及び課長代理(予算担当)」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

東京都職員住宅管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第八十号

東京都職員住宅管理規則の一部を改正する規則

東京都職員住宅管理規則(平成三年東京都規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「千四百二十円」を「千五百円」に改める。

第二十八条第五項中「二千六百円」を「二千五百円」に、「千七百円」を「千四百円」に改める。

第三十四条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、住宅管理者が職員住宅の維持管理上特に必要があると認める場合は、共同施設の使用及び維持に要する費用を都が負担することができる。

別表二中「台東区」の下に「江東区」を加え、「及び豊島区」を「中野区、杉並区、豊島区、北区及び荒川区」に、「江東区、中野区、杉並区、北区、荒川区」を「墨田区、大田区、板橋区」に、「墨田区、大田区、板橋区及び」を「練馬区、江戸川区」に改め、「三鷹市」の下に「調布市及び国立市」を加え、「練馬区」、「江戸川区」及び「調布市」を削り、「国立市及び狛江市」を「国分寺市、狛江市及び西東京市」に改める。

別表三中「日野市、東村山市」及び「清瀬市、東久留米市」を削り、「羽村市」の下に「瑞穂町及び」を加え、「及び神奈川県内各市町村」及び「瑞穂町」を

削る。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第八十一号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則(昭和三十七年東京都規則第七十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第一号中「十九」を「二十」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第八十二号

非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則(平成二十七年東京都規則第八号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「による運賃等」の下に「(新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等を含む。)」を加え、同条第二項中「日額非常勤職員」の下に「(駐車場等利用職員を含む。)」を、「一月当たりの額」の下に「(駐車場等の料金を含む。)」を加え、同条第三項中「日額非常勤職員」の下に「(駐車場等利用職員を含む。)」を加える。

第十条第三項中「による運賃等」の下に「(新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等を含む。)」を加える。

第二十八条第一項中「一万分の一万九百二十」を「一万分の一万八百六・二五」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第八十三号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則（昭和四十七年東京都規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

「立川児童相談所
江東児童相談所」

別表イの表福祉局の項中

足立児童相談所
江東児童相談所
大田児童相談所

附則

この規則は、令和八年八月一日から施行する。

職員の在宅勤務等手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第八十四号

職員の在宅勤務等手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の在宅勤務等手当に関する規則（令和七年東京都規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

一 職員が育児、介護等の事情により滞在する親族（配偶者若しくは条例第十一条の三第一項第二号に規定するパートナーシップ関係の相手方又は二親等内の親族をいう。）の住居
二 第二条に次の一号を加える。
三 職員が異動等に伴い転居した場合の転居前の住居

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第八十五号

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の四第一項第一号中「一万分の一万五百六十」を「一万分の一万四百五十」に、
「一万分の一万四千三百九十九」を「一万分の一万四千二百四十九」に改め、同項第二号中「一万分の二万三千五百」を「一万分の二万二千五百」に改め、同項第三号中「一万分の二万七千五百」を「一万分の二万五千五百」に改め、同項第四号中「一万分の二万五千」を「一万分の一万九千」に改め、同項第五号中「一万分の九千八百四十」を「一万分の九千七百三十七・五」に、「一万分の一万九千」を「一万分の一万八千」に改め、同項第六号中「一万分の九千九百六十」を「一万分の九千八百五十六・二五」に、「一万分の一万八千」を「一万分の一万七千」に改め、同項第八号中「一万分の六千二百三十」を「一万分の六千百十八・七五」に改め、同項第九号中「一万分の五千三百四十」を「一万分の五千二百二十八・七五」に、「一万分の八千」を「一万分の七千五百」に改め、同項第十号中「一万分の五千四百」を「一万分の五千二百八十七・五」に、「一万分の七千五百」を「一万分の七千」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第八十六号

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「別表13の部(2)の項」を「別表13の部(3)の項」に改める。

別表1の部(1)の項ア中「鑑識課」の下に「、生活安全総務課」を加える。

別表13の部(1)の項中「の災害」の下に「(2)において「災害」という。」を加え、同部中(3)の項を(4)の項とし、同部(2)の項手当額の欄中「千六百八十円」を「二千六百八十円」に改め、同項を同部(3)の項とし、同部(1)の項の次に次のように加える。

(2) 警察法第六十条第一項の規定による援助の要求（災害に係るものに限る。）により派遣された道府県警察の管轄区域内における被災者の救難、救助、警戒警備その他の警察活動に従事した職員	日額	千八十円
--	----	------

別表13の項摘要の欄ア中「及び(3)」を「から(4)まで」に改め、同欄ウ中「(3)」を「(4)」に改め、同欄中ウをエとし、同欄イ中「又は(2)」を「、(2)又は(3)」に改め、同欄中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ (2)については、(3)の受給者を除く。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この規則による改正前の警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の規定は、二暦日にわたる勤務にあつては、施行日以後に始まる勤務から適用し、施行日前から始まる勤務については、なお従前の例による。

東京都小笠原支庁長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第八十七号

東京都小笠原支庁長委任規則の一部を改正する規則

東京都小笠原支庁長委任規則（昭和四十三年東京都規則第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「昭和四十三年東京都規則第三百三十二号」を「昭和四十四年東京都規則第三十二号」に改め、本則第十四号中「及び」の下に「同条例」を加え、本則に次の十号を加える。

十七 東京都小笠原移住促進住宅条例（令和八年東京都条例第三十五号）第十三条の規定に基づく使用料等の徴収に関すること。

十八 東京都小笠原移住促進住宅条例第十六条第一項に基づく保証金の徴収に関すること。

十九 東京都小笠原移住促進住宅条例第十六条第二項に基づく保証金の還付に関すること。

二十 東京都小笠原移住促進住宅条例第十九条第四項の許可に関すること。

二十一 東京都小笠原移住定住促進住宅条例第十九条第五項及び第二十二條第二項に規定する指示に関する事。

二十二 東京都小笠原移住定住促進住宅条例第二十条の規定による使用者からの届出の受理に関する事。

二十三 東京都小笠原移住定住促進住宅条例第二十二條第一項による住宅返還に係る検査及び住宅返還届の受理に関する事。

二十四 東京都小笠原移住定住促進住宅条例第二十二條第二項の規定に基づく負担金及び同条例第二十四條第三項の規定に基づく損害金の徴収に関する事。

二十五 東京都小笠原移住定住促進住宅条例第二十三條の規定に基づく住宅使用権承継許可に関する事。

二十六 東京都小笠原移住定住促進住宅条例第二十四條第一項(同條第四項において準用する場合を含む。)の規定に基づく住宅の明渡し請求に関する事。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八一二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

